

監査公表第15号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年12月26日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 中 西 宏 彰

監査結果の措置対象

作手総合支所 地域課

監査結果報告年月日

令和5年9月12日

監査結果に対する措置通知年月日

令和5年12月11日

講じた措置等の内容

《意見》

長者平団地については、いろいろと販売促進策を講じていただいているが、まだ活用されていない土地がある。民間事業者の協力を得るなど、早期の完売に向けて、今後の販売体制について検討していただきたい。

《検討状況》

長者平団地について、企画調整課定住促進係や地元窓口と連携を取りながら、トヨタのテストコースを始め各所に広報活動をし、早期完売を目指します。